

告示

埼玉県告示第千三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
かまなか内科・呼吸器内科クリニック	久喜市久喜東五―六―四〇―二	令和四年十月三十一日
医療法人 三愛会 三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―一七	令和四年十月三十一日
草加松原 さとう耳鼻咽喉科	草加市松原一―七―二二さいゆうヴィレッジ二階	令和四年十月三十一日
新美内科	所沢市狭山ヶ丘二―六四―二	令和四年十月三十一日
ながさわ内科	所沢市小手指元町二―二九―二一	令和四年十月三十一日
ふじみ野中央クリニック	ふじみ野市鶴ヶ岡四―一六―一五	令和四年十月三十一日
なすクリニク	行田市忍二―一九―一	令和四年十月三十一日

医療法人雄昌会 金子医院	深谷市岡二七三八	令和三年一月二十日
トータルケアクリニッ ック	深谷市東方四二六六一 ウエルカムニ 一 二〇一	令和四年十月三十日
橋本内科クリニック	新座市栄四一四一 二一	令和四年十月三十日
青葉団地歯科医院	久喜市青葉一丁目一 二一〇四	令和四年十月三十一日
まほろば歯科	和光市本町一五一三五 大野ビルF	令和四年十一月一日
上新井歯科・矯正歯 科	所沢市上新井一 二三一Kプラザ一 〇二号室	令和三年十二月三十一日
セントラル歯科	深谷市本住町一 一一八	令和四年十一月六日
黒田歯科医院	深谷市黒田下北原三八 三一	令和四年十月三十一日
入間川ハート薬局	狭山市富士見一 一七一五	令和四年十月三十一日
訪問看護リハビリ テーション ここり ハ	熊谷市上之二八六八 一三クリスタルマ ンション二〇一	令和四年十月一日